

佐賀県監査委員告示第1号

佐賀県代表監査委員規程（昭和39年佐賀県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県代表監査委員 久本智博

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（代表監査委員の処理する事務）</p> <p>第4条 代表監査委員は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)・(5)</u> 略</p> <p>（事務の委任等）</p> <p>第5条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の旅行を命令すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（代表監査委員の処理する事務）</p> <p>第4条 代表監査委員は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 職員の時間外勤務を命令すること。</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> 略</p> <p>（事務の委任等）</p> <p>第5条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の旅行<u>又は時間外勤務</u>を命令すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。